

## 佐賀県事務マネジメントに関する方針

県政の基本理念である「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」の実現においては、透明で信頼される行政運営が基本となる。よって、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保すること（以下「事務マネジメント」という。）が重要であり、それをより一層推進していくために、地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、事務マネジメントに関する方針を定め、必要な体制を整備していくこととする。

### 1 職員の基本的姿勢

事務の適正な管理及び執行に当たっては、職員一人一人が、「隠さない」「うそをつかない」という姿勢を当然のこととし、誠実さと倫理観を持って、その事務が持つ本来の目的や意義を見失うことなく主体的に取り組むことが重要であり、これを全職員に共通する基本的姿勢とする。

### 2 事務マネジメントの目的等

事務マネジメントの推進によって、次の4つの目的を達成しつつ、その過程で覚知した課題等に対して改善を重ねていくことで、透明で信頼される行政運営を実現していく。

#### (1) 県政に関する情報の信頼性の確保

県政に関する情報の信頼性を確保するため、政策決定に係るプロセスの公開、正確な財務報告等の作成、情報の適切な管理及び公開に取り組む。

#### (2) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範の遵守のため、コンプライアンスに関する職員の意識向上及び不適切な事務処理の未然防止に取り組む。

#### (3) 業務の効率的かつ効果的な遂行

限られた経営資源の中で、より水準の高い行政サービスを提供していくため、組織の整備、業務遂行体制の整備及び職員の育成に取り組む。

#### (4) 資産の保全

資産（有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報等の無形資産を含む）を適正に保全するため、規程等に基づいた手続及び承認の下での取得、使用及び処分に取り組む。また、より質の高い行政サービスを提供するため、その有効活用に取り組む。

### 3 事務マネジメントの対象とする事務

法第150条第1項第1号に定める財務に関する事務その他総務省令で定める事務を対象とする。

### 4 事務マネジメントの有効性の確保

#### (1) 事務マネジメントの推進・評価体制の構築

全庁で事務マネジメントを推進するため、副知事を委員長とする委員会の設置、推進部局及び評価部局の設定など、その体制整備に取り組む。

#### (2) 監査委員との連携

事務マネジメントの推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行い、その視点を反映することでより効果的なものとなるようにする。

#### (3) 事務マネジメントに係る体制等の見直し

事務マネジメントに係る評価結果、監査委員からの意見等を踏まえ、適時・適切に体制及び運用の見直しを行う。

### 5 他の執行機関等における事務マネジメントの推進

委員会等、他の執行機関等に対して、事務マネジメントに関する情報の提供等を行うとともに、委員会等においても導入する場合は支援を行う。

令和2年3月23日

佐賀県知事 山口 祥義